

# 一般財団法人土浦市産業文化事業団 役員費用弁償に関する規程

(昭和48年9月29日規程第8号)

改正 昭和57年5月25日規程第2号

改正 平成4年3月27日規程第1号

改正 平成9年12月19日規程第11号

改正 平成25年3月28日規程第1号

(目的)

第1条 一般財団法人土浦市産業文化事業団評議員及び役員に対して支給する費用弁償については、この規程に定めるところによる。

(旅費の取扱い)

第2条 評議員及び役員の旅費の取扱いについては、土浦市議会議員の旅費の例による。

(費用弁償)

第3条 評議員及び役員が招集に応じ、評議員会、理事会、理事協議会又は監査に出席したときは、費用弁償として1日3,000円を支給する。

(委任)

第4条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、昭和48年9月29日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。

付 則

この規程は、昭和57年5月25日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月28日規程第1号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

